

# 西部クラブバスケットボール連盟競技規則

## (競技規則)

- 第 1 条 1. 日本バスケットボール協会発行の日本バスケットボール競技規則を遵守する。
2. 内容が異なる場合は、当連盟の競技規則を優先する。

## (試合時間)

- 第 2 条 1. a. 試合は10分のピリオドを4回行なう。
- b. 第1ピリオドと第2ピリオドの間、第3ピリオドと第4ピリオドの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。
- c. ハーフ・タイムは8分（ローカルルール）とする。
2. リーグ戦は延長を行わず、勝ち点制を導入する。
- a. 勝ち→2点 引き分け→1点 負け→0点
- b. 2チームの勝ち点が同点となった場合、該当チームの勝者が上位とする。
- c. 3チーム以上の勝ち点が同点となった場合、下記順番にて順位をつける。
- ①該当のチームが対戦したゲームのみでの勝ち点の多いチームを上位とする
  - ②該当のチームが対戦したゲームのみでの得失点差が多いチームを上位とする
  - ③該当のチームが対戦したゲームのみでの総得点が多いチームを上位とする
  - ④部内のすべてのゲームにおける得失点差が多いチームを上位とする
  - ⑤部内のすべてのゲームにおける総得点が多いチームを上位とする
  - ⑥代表者による抽選を行い、順位を決定する

## (選手登録)

- 第 3 条 選手の登録及び違反に関する取り決めは、当連盟の規約に従う。

## (ユニフォーム)

- 第 4 条 1. a. 色・デザイン共に上下揃っていること。
- b. 各チームは試合に際して濃淡両方のユニフォームを持参すること。  
(リバーシブルも可) ただしこの場合、白色以外は淡色と認めない。
- c. ユニフォーム、アンダーウェア等の着用については、日本バスケットボール競技規則の定めに準ずる。
- d. デザインの都合で、ユニフォームの首からはみ出るアンダーウェアを着用してもよい。(ローカルルール)
- e. ユニフォームの濃淡を間違えた場合、そのチームは棄権とする。

## (試合開始)

- 第 5 条 1. 予定された試合開始時刻または前試合終了後 10 分後のどちらか遅い方の時刻に、コートにおいて 5 人の選手がユニフォームを着用していること。
2. 同条 1 の要件を充たしていない場合は、審判は棄権を宣言する。

(試合の没収)

- 第 6 条 1. 次の場合、そのチームは試合を没収される。
- イ. 主審が試合を進めたのに、なおプレイすることを拒んだ。
- ロ. 試合の進行を妨げる行為をした。
- ハ. 登録違反が発覚した。
2. 同条 1 によって試合が没収された場合、試合を没収されなかったチームが 20 対 0 で勝ちとする。

(試合の途中終了)

- 第 7 条 1. 試合中、1 チームの選手が 1 人になった場合、その試合は終了し、相手チームの勝ちとする。
2. 勝ちとなったチームのそれまでの得点が多ければ、その得点がそのまま試合の得点となる。そうでない場合は 2 対 0 とする。

(棄権)

- 第 8 条 1. a. 試合を棄権する場合には、試合の 1 週間前までに総務委員長へ連絡すること。
- b. 試合の棄権については、総務委員会が、試合の 2 日前までに相手チームに連絡すること。
2. a. 第 4 条 1. e、第 5 条 2. 及び前項 a の規定により試合を棄権した場合 20,000 円 の罰金とし、以下のとおり分配する。
- 相手チーム 5,000 円 審判 5,000 円×2 名 オフィシャル 5,000 円
- 20,000 円は当日朝に支払うこととする。
- b. 試合開始後の棄権、入れ替え戦の棄権については罰金は取らない。
- c. リーグ戦最終結果が同勝敗でならば、当該チームの対戦成績や得失点差で順位を決める場合、対象の試合に棄権試合があれば、自動的に棄権をしたチームを下位(最下位)とする。(ローカルルール)
3. 期日(試合の 1 週間前)を過ぎての棄権の場合(当日含む)、罰金 40,000 円 とし、以下のとおり分配する。

相手チーム 5,000 円 審判 5,000 円×2 名 オフィシャル 5,000 円

当連盟運営費 20,000 円

(審判)

- 第9条 1. a. 審判は、審判委員会が各試合につき、審判チームを任命する。
- b. 任命された審判チームが審判をできない場合は、  
試合の1週間前までに所定の手続きで依頼をする。
- c. 審判は試合開始の10分前（第1試合の場合は、予定された試合開始時刻の10分前、第2試合以降は前試合終了時）までにコートに出て準備する。
2. 審判ができない時の依頼料等については、別途「審判・スコアラー規定」に定める。

(オフィシャル)

- 第10条 1. a. オフィシャルチームは、TO委員会が各試合につき任命する。
- b. スコアラーができない場合は、試合の1週間前までに所定の手続きで依頼をする。
- c. オフィシャルは、試合開始の10分前までに会場に到着し、準備をすること。  
(第1試合のオフィシャルチームは試合開始の30分前までに到着し、オフィシャルテーブルや24秒表示器具等のセッティングを行う)
2. オフィシャルができない、もしくはスコアラーを他に依頼した時の依頼料については、別途「審判・スコアラー規定」に定める。

(コートの設営・片付け)

- 第11条 1. a. コートの設営については、第1試合の対戦チーム及びオフィシャルチームが担当する。  
それらのチームは試合開始時刻の30分前には会場に到着すること。
- b. コートの片付けについては、最終試合の対戦チーム及びオフィシャルチームが担当する。

(暴力行為)

- 第12条 1. 試合中又は会場内で、ルールでは裁ききれない暴言・暴力行為等があった場合、理事会において被害者・加害者のチーム代表者を呼び協議の上厳重な処分とする。
2. 理事会は、前項における加害者たる選手あるいはチームの、試合への出場停止（1試合～永久まで）を宣言することができる。

(その他)

- 第13条 1. 審判・オフィシャルの仕事をこなせないチーム、試合会場・駐車場でのマナーが悪いなど当連盟の趣旨に反する場合は、理事会の判断により、次年度の出場を認めない場合がある。
2. 連盟規約、競技規則における違反があったときでも、情状酌量の余地があると理事会が判断したときは罰則を適用しない場合がある。

3. 各チームは自チームの前試合のハーフタイムまでに、控室に準備されたスコアシートに自チームの出場選手の記入を済ませておくこと。  
また、第一試合については試合開始 15 分前までに記入を済ませること。
4. 年間で審判・スコアラー依頼を合計 2 回以上出したチームは、次年度の帯同登録者を改善すること。

(付則)

第13条 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から、これを施行する。

平成 13 年 4 月 1 日	改訂
平成 14 年 4 月 1 日	改訂
平成 17 年 4 月 1 日	改訂
平成 18 年 4 月 1 日	改訂
平成 19 年 4 月 1 日	改訂
平成 22 年 4 月 1 日	改訂
平成 26 年 4 月 1 日	改訂
平成 28 年 4 月 1 日	改訂
平成 30 年 4 月 1 日	改訂
平成 31 年 4 月 1 日	改訂
令和 4 年 4 月 1 日	改訂